

令和4年度「地域活性化人材育成事業～SPARC～」公募説明会  
議事次第

日時：令和4年3月14日（月）15：00～17：00

場所：オンライン開催

議事：

- (1) 令和4年度「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の公募について
- (2) 大学等連携推進法人について
- (3) 質疑応答

資料：

資料1 令和4年度大学教育再生戦略推進費

「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の公募について

資料2 大学等連携推進法人について

参考資料：

- ・公募要領
  - ・審査要項
  - ・Q&A
  - ・申請書等（申請書様式、計画調書（様式1～4及び別添）
  - ・申請書等の作成に当たって
- ※文部科学省HPに掲載しているため、配布はしません。

# 令和4年度 大学教育再生戦略推進費 「地域活性化人材育成事業～SPARC～」 の公募について

2022年3月14日(月)

令和4年度「地域活性化人材育成事業～SPARC～」公募説明会

高等教育局大学振興課大学改革推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 1. 背景

## 2. 本事業について

## 3. 審査について

## 4. 申請にあたって

# 国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進 - 大学教育再生戦略推進費 -

## 大学教育再生戦略推進費（再推費）

政府戦略や教育再生実行会議、中央教育審議会等で提言された大学教育の質の向上に関する改革を推進するため、国公私立の設置形態を超えた競争的環境の下で、大学の優れた取組を重点的に支援する補助金の総称



- ・ 世界をリードする教育研究拠点の形成
- ・ 革新的・先導的な教育研究プログラムの開発 等



### 目的

- 高等教育政策として機動的・即効的に対応すべき課題を解決すること
- 特に、制度改正とセットのプログラムを積極的に構築すること
- 学長主導の改革を促進し、大学のガバナンス改革を一層加速すること
- 採択大学等の成果を波及させ、高等教育全体の活性化と質の向上を図ること

### 基本運用方針

- 学長が申請するコンペ方式により、優れた取組を重点的に支援
- 学識経験者等の外部有識者による公平かつ厳正な審査を経て採択校を決定
- 各年度のフォローアップ、中間・事後評価を徹底し、成果を明確化
- 各プログラムの成果の公表・普及を徹底し、高等教育全体の改革を推進

# 経済財政運営と改革の基本方針2021（抜粋）

地域の知と人材が集積する地方大学の力を強化する政策パッケージを本年度中に策定し、STEAM教育を中心とした人材育成や研究開発により地方の産業創出を推進する。東京圏の大学の地方サテライトキャンパスの設置を促進する。専門高校・専修学校において、地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進する。

社会全体で求められるデジタル人材像を共有して先端技術を担う人材等の育成・確保を図るため、経済界や教育機関等と協力して、教育コンテンツやカリキュラムの整備、実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材プラットフォームを構築し、地方におけるデジタル人材育成の取組とも連携する。

# 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～

Supereminent Program for Activating Regional Collaboration

令和4年度予算額(案)

15億円  
(新規)



文部科学省

## 地域の大学における課題

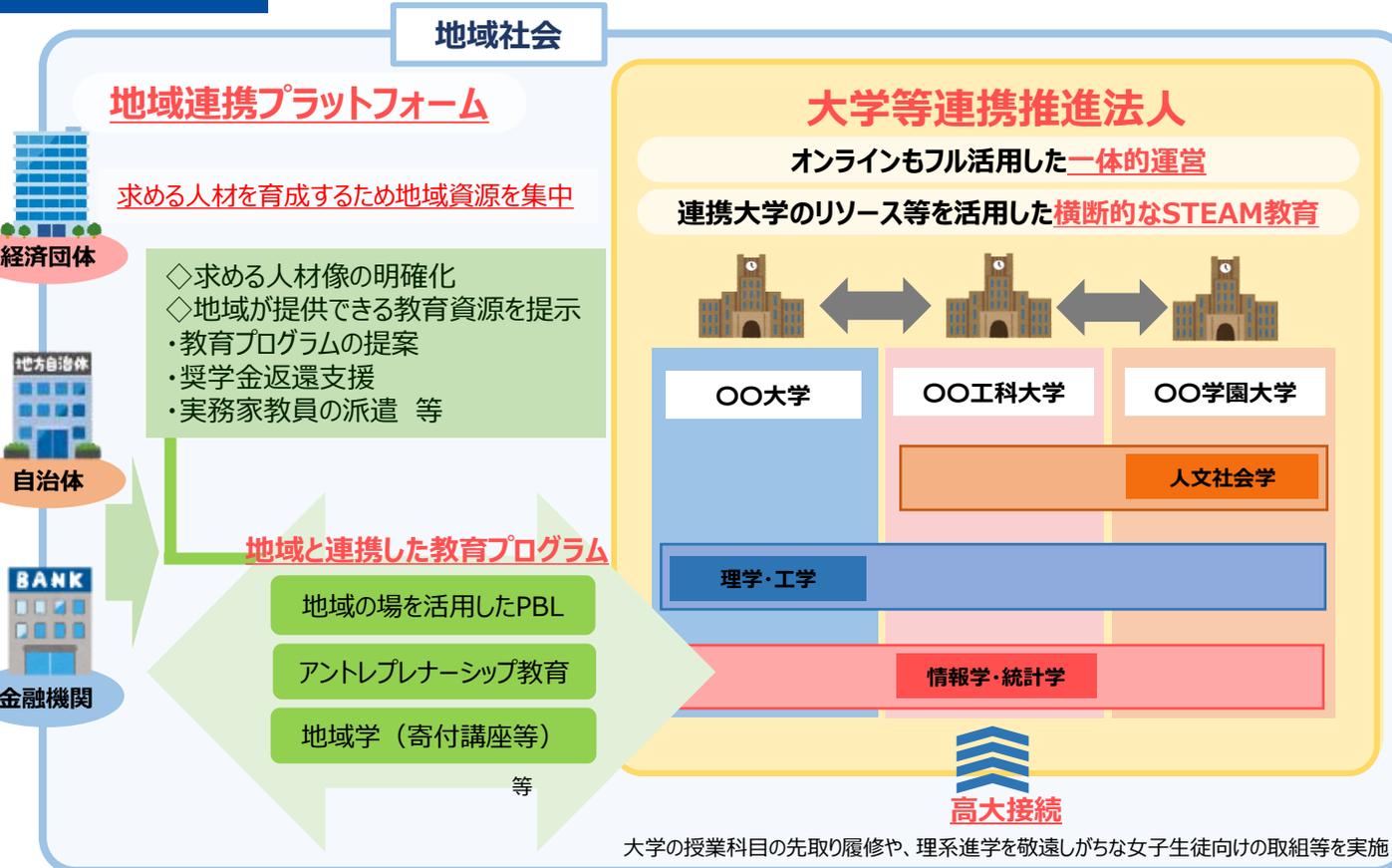
- Society5.0を支える人材として、自然科学の素養も求められる中において、自然科学を専攻する学生は3割に留まっている
- 大学が実施する教育プログラムが、地域社会が学生に期待・評価する能力の養成に十分に対応・機能していない
- 本格的な産学連携が進まず、外部リソースの獲得が不足

## 本事業で目指す姿

- 大学間連携により、文系学部でも自然科学の素養を身に付けられる教育体制を整備し、教育内容の充実を図る  
(本事業を通じ、学部等の再編、拡充など科学技術分野の人材育成を促進)
- 地域社会との本格的連携による人材育成・イノベーションの創出
- 大学の学びを地域社会のフィールドへ展開

【事業内容】 **地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域を牽引する人材を育成**

## 取組イメージ



### 【タイプ①】学部等の再編を目指す取組

【選定件数・単価】5件×200,000千円



※中間評価時に学部等の再編計画を提出し、令和10年4月までに実施

### 【タイプ②】高度な連携を目指す取組

【選定件数・単価】4件×100,000千円



### 【事業スキーム】

対象：異なる設置形態の大学による構想・計画

資金：民間からの資源も獲得

取組の内在化：事業の継続性発展性を確保するため、事業の進捗に合わせ補助額を逓減

事業期間：最大6年間（令和4年度～令和9年度）

1. 背景

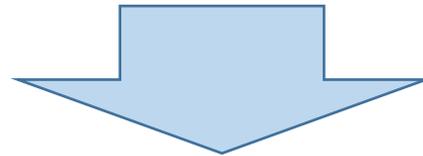
**2. 本事業について**

3. 審査について

4. 申請にあたって

## 本事業の目的（公募要領 P.1）

- 各地域に所在する大学は、地域の核となり地域活性化に貢献することが期待されているが、地域社会が「学生に期待する能力」とは何かが不明確であり、大学側もそれを提示・養成できていない。
- DXをはじめとする変化の激しい時代にあって、地域の中核として高度化を担う科学技術分野の人材養成が求められている一方、現状において自然科学分野を専攻する学生割合は我が国全体で3割程度にとどまる。
- これまでの取組の成果を生かしつつ、より高度な地域連携と教育改革を両輪で強力で強いに推し進めることにより、**地域と大学等が一体となって分野横断的に課題解決に挑む地域人材の育成**が求められている。



- **地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域が真に求める人材を育成する取組を支援。**
- **本事業で確立する先進的なモデルを全国に普及させ、我が国の大学教育改革を展開していくことを目指す。**

○対象とする取組：**大学等連携推進法人制度を活用し、各大学において文理横断型の教育を基盤とした学位プログラムを構築する、複数大学連携による学士課程等での取組**

大学教育改革を牽引する事業として、地域連携プラットフォームにおいて検討される高度な地域連携及び大学間連携を行った各地域独自の構想を期待。

※対象地域の範囲は、必ずしも行政区画に関わらず、生活圏や経済圏等の観点や、地域の人口構造の変化、産業構造の違い、大学等の地理的な分布や分野、規模などについて留意するなど、本事業の趣旨を踏まえて適切に設定すること。

（対象地域の例）

- ・都道府県単位
- ・都道府県を超えた経済圏・生活圏単位
- ・都道府県内の地区ブロック単位
- ・大学等が所在する市町村単位

## 取組要件

以下①～⑧に掲げる事項について、各大学の強みと特色を活かして取り組む構想であることを求める。

- ① **産学官金による地域連携プラットフォームを構築し、強固かつ持続的な連携体制を整備し、その中で地域が求める人材像を設定するとともに、新しい学位プログラム全体を構築・運営する上で地域をも高等教育を支える資源やフィールドとして捉えた取組であること。**

※産学官金の全てのアクターと連携することが必要。

※産：産業界とは特定の業界団体ではなく、各地域の商工会議所等の経済団体を想定。

※官：地方公共団体については、一部局だけでなく当該地方公共団体全体での参加協力が必要。

- ② **令和7年3月までに大学等連携推進法人を設立し、各大学の強みを相互に共有し合い、連携大学間において、連携開設科目を活用した取組を行うこと。**

※連携開設科目を活用した取組は、事業期間中に実施することが求められる。

※申請に参画する大学において、i) 連携開設科目を開設するか、ii) 他大学が開設した連携開設科目を活用し、少なくともその一部を必修科目とするか、のいずれかを行う必要がある。

## 申請対象とする取組（公募要領P.2～4）

③ **事業責任大学及び参加校の大学における学位プログラム及び教育課程を、地域が求める人材に必要な文理横断型の教育プログラムへと再構築すること。**（事業期間内に、4年分の文理横断型の教育プログラムの開発・試行が行われるものであること）。

※再構築する文理横断型の教育プログラムにおいて、当該プログラムに所属する全学生が履修する必要があると考えていることから、必修科目とすること。

④ **地域社会の現状や課題を学ぶ科目や、地域課題に対して主体的に参画・挑戦する学生の育成に寄与する教育（地域課題PBL、地域学、アントレプレナーシップ教育等）を連携大学間協働で実施すること。**

※他の取組要件を満たしていれば開講時期は問わない。

※地域課題PBL、地域学、アントレプレナーシップ教育等は、必修科目とすること。

⑤ **②～④の取組を必ず正課内（124単位）の取組とすること。**

⑥ 入学前の生徒が文理横断型の教育プログラムに円滑に適応できるよう、文理融合の授業科目の連携大学による共同開設等を行い、高校生に先取り履修させるなど、**本事業との接続を意識した高大接続に係る取組を実施**すること。

- ⑦ 上記課程を活用し、**社会人等を対象に地域産業の高度化等に貢献する体系的な履修証明プログラムの構築や講座の開講等の取組を実施すること。**
- ⑧ **タイプ①については、文理横断型の教育を基盤とした学部等へと再編する大学を含むこと（中間評価時に学部等の再編計画を提出し、令和10年4月までに学生受け入れを実施すること）。**

### 【⑧の取組イメージ】

- 本事業を通じて、文理横断型教育を実施し、その成果を踏まえ、更なる連携開設科目の開設や自大学における教育リソースのポートフォリオの見直しを行い、科学技術分野を支える分野融合の学部等（学部又は学科等）へと再編（改組）を行う。

- 参加する大学のうち、半数以上の大学で、学部又は学科の再編※1を求める。

※1 i) 当該大学が授与する学位の分野の変更を伴うものをいう。

（学位の分野は、「学位の種類及び分野の変更などに関する基準」（平成15年文部科学大臣告示第39号）による。）

- 文系・理系の学部を総合的に有するいわゆる「総合大学」に限定し、当該大学の文系学部と理系学部の枠を超えた学部等連携課程を設置することも再編※2と定義する。

※2 ii) 文系学部と理系学部（理学・工学・農学）の枠を超えた学部等を設置するものをいう。

「地域活性化人材育成事業～SPARC～」により  
再構築する教育プログラムにおける各授業科目等の位置づけについて

要件	科目等	位置づけ	履修要件	実施時期
②	連携開設科目	正課内	必修を含む	事業期間中※
③	文理横断型の 教育プログラム	正課内	必修	事業期間中※
④	地域課題PBL、 アントレプレナーシップ教育等	正課内	必修	事業期間中
⑥	高大接続に係る取組	正課内 ではなくても可	無し	事業期間中
⑦	社会人等を対象とした 履修証明プログラムや講座等	正課内 ではなくても可	無し	事業期間中

※事業期間中に、連携開設科目を活用し、4年分の文理横断型の教育プログラムの開発・試行が求められることを踏まえ、合理的な時期に実施する。

- このほか、**本事業の実施に必要な教学マネジメントや管理運営の確立のために必要な体制を整備**すること。

例えば、

- より公正な成績評価を実施するためのルーブリックや、学修成果を把握・可視化するための学修ポートフォリオの導入
- 学修成果の把握・可視化及び情報公表を徹底するための教学 I R 機能の充実
- 収集したデータを活用した F D・S D 活動

など、「教学マネジメント指針」で示されるような効果が見込まれる教育システムを積極的に活用。

- 補助期間終了後に、本事業のプログラムの質が下がることがないように**基金の創設など外部資金獲得方策も含め戦略的な資金計画を作成**すること。

○補助期間：**最大6年間（令和4～9年度）** ※国の財政事情等により、これを必ず保証するものではない。

○プログラムの選定件数・規模（初年度・年間）

※令和4年度当初予算の成立が前提。

※申請の状況等により、予算の範囲内で調整を行うことがある。

## **【タイプ①】学部等再編を目指す取組 5件程度**

- ・補助金基準額（参加校合わせて） **200,000千円**
- ・補助事業上限額 **400,000千円**

## **【タイプ②】高度な連携を目指す取組 4件程度**

- ・補助金基準額（参加校合わせて） **100,000千円**
- ・補助事業上限額 **200,000千円**

- ・審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはない。
- ・プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上すること。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となるため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響する。
- ・次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合がある。
- ・補助期間終了後の継続的なプログラム実施を図る観点から、補助金の配分額については、当初配分額を基準に毎年度逡減させることを予定。補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定。

- 本事業の実施に際して、連携先の地方公共団体と雇用創出・若者定着等に係る協定を締結し、総務省の「地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱」に定める内容に合致した場合は、当該地方公共団体に対して、特別交付税が措置されることとなっている。
- 当該地方交付税措置への申請を希望する場合には、雇用創出・若者定着等に係る具体的な取組事項を明記した協定書（案）を、申請書等の提出の際に併せて提出すること。

※協定とは、大学と地方公共団体が具体的な数値目標を掲げ、雇用創出・若者定着等に係る取組を行うにあたり、合意を得た事項を定めた書面をいう。協定には、雇用創出・若者定着に係る具体的な取組事項が掲げられ、取組の実施後、目標に対する成果の検証をする旨及びその体制について記載されている必要がある。

※複数の地方公共団体や大学間で協定を締結することは、差し支えない。

※詳細については、総務省より4月頃公表。

《問合先》

総務省自治財政局財務調査課

電話：03-6734-5649

### 3. 申請者等（公募要領P.6～7）

- 対象機関 : 国公立大学（短期大学を除く）  
(申請者として短期大学・高等専門学校は対象としないが、事業協働機関として本事業に参加することは可能。)
  
- 事業申請者 : 事業者は事業責任大学の設置者、申請者は当該大学の学長。  
(地域の大学等が複数参加し実施する取組であるが、申請は事業責任大学が代表して行う。共同申請は認めない。)
  
- 申請単位 : 学位プログラム単位の申請。  
1大学等について、1学位プログラムの申請。1大学等につき、複数の学位プログラムを含む構想とすることも可能。
  
- 申請可能件数 : 一つの大学等が申請・参加できる件数は①か②のどちらか1件のみ。

# 申請資格・申請要件（公募要領P.7～8）

## 【申請資格】

○再推費に共通のもの。定員の充足状況や、再推費における中間・事後評価、設置計画履行状況等調査の指摘事項など、該当する大学はプログラムに申請できない。  
事業責任大学だけでなく、参加校も対象となる。

### （組織運営関係）

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和4年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)	短期大学 (全学科)	高等専門学校 (全学科)
収容定員充足率	70%	70%	70%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費におけるプログラムのうち令和3年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）
- vi) 再推費におけるプログラムのうち令和3年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）

### （設置関係）

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- viii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ix) 全学の入学定員超過率（設置する学部の入学者数の和／設置する学部の入学定員の和（短期大学、高等専門学校の場合は学科））が、下記の表1に掲げる令和元年度から令和4年度の平均入学定員超過率又は令和4年度の入学定員超過率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- x) 設置する学部（短期大学、高等専門学校の場合は学科）のうち、下記の表1に掲げる令和元年度から令和4年度の平均入学定員超過率又は令和4年度の入学定員超過率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

（表1）

区分	大学					
	4,000人以上			4,000人未満	短期大学	高等専門学校
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
令和元年度～令和4年度 平均入学定員超過率	1.15倍未満	1.20倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満
令和4年度 入学定員超過率	1.05倍未満	1.10倍未満	1.15倍未満※	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満

※大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

※「令和3年度大学入学者選抜実施要項」及び「令和4年度大学入学者選抜実施要項」第14（2）①に記載する、追試験等の設定や追加の受験料を徴収せずに別日程への振替（以下「追試験等」という。）を行った場合には、令和3年度及び令和4年度の入学者のうち追試験等に合格し入学した者については、本表の入学定員超過率の算定における入学者数には含めない。

## 【申請要件】

○再推費に共通のもので、全学において申請時に達成しているか、令和7年3月（中間評価実施前年度末）までに確実に達成することを求めるもの。

事業責任大学だけでなく、参加校も対象となる。

（vi、viiの要件を満たしていない場合は、事業期間中に達成すること。）

○内容としては、3つのポリシーの設定と運用、シラバスの整備、CAP制の運用などについて、達成することを求めるものとなっている。

### （教育改革関係）

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP制の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること。）。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること。）。
- v) 成績評価において、GPA制度などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。ただし、高等専門学校を除く。

### （設置関係）

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

## 【実施体制】

- ① 全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施すること。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、全学的な普及と成果の活用に努めること。
- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行うこと。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備すること。

## 【評価等】

- 毎年度のフォローアップ活動（中間評価実施年度は除く。）
  - 中間評価（補助期間4年目：令和7年度）
  - 事後評価（補助期間終了後：令和10年度）
- ※ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがある。  
また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めることがある。
- ※ フォローアップ活動及び中間評価においては、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、参考意見を付すことがある。これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となる。
- ※ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがある。

## 【成果の発信・普及】

- 各大学には、国民・地域・関係者等に対する説明責任を果たす観点から、成果発表会等の開催や、事業期間中の取組の実施状況に関する積極的な情報発信を期待。

### （幹事校の選定について）

- 選定された大学の中から、全国の大学に本事業の取組の成果を発信・普及する核として活動する幹事校を定める予定。
- 幹事校には、毎年度の成果の発信・普及に要する経費（8、900千円）を別途補助し、本事業の各選定大学と連携して、事業全体としての成果の発信・普及に取り組んでいただく。
- 選定方法等の詳細については、後日通知する。

○ このほか、公募要領「7. 補助金の交付等」「8. その他」についてもよくご留意の上、適切に対応いただきたい。

（参考）別添3：経費の使途可能範囲（抜粋）（公募要領 P.17~19）

## 【物品費】

### ①「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

### ②「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

## 【人件費・謝金】

### ①「人件費」

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

### ②「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、日本人学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【その他】

### ①「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

### ②「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

### ③「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

### ④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

### ⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

### ⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、プログラムの遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について、プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50パーセントを超えないでください。

令和4年 3月14日（月） 公募説明会

**5月27日（金）17時 公募締切**

8月頃（予定） 面接審査

8月下旬頃（予定） 選定結果決定・通知

9月上旬頃（予定） 交付内定  
(事業開始)

1. 背景

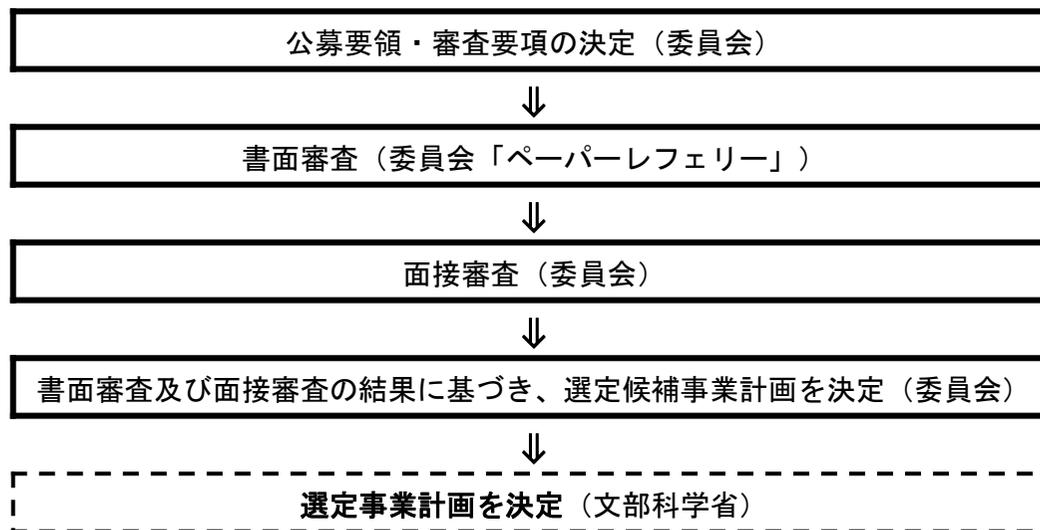
2. 本事業について

**3. 審査について**

4. 申請にあたって

## 【審査体制・方法】

- 審査は、日本学術振興会が設置する「【仮称】地域活性化人材育成事業～SPARC～委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- 審査は、「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行う。ペーパーレフェリーによる書面審査の結果を基に、面接審査対象の事業計画を決定し、面接審査を実施。
  - ※書面審査の順位に応じて、面接審査対象を決定。面接審査件数は、選定予定件数の1.5～2倍程度を予定。
- 委員会は、書面審査・面接審査の結果を基に総合評価を行い、選定候補事業計画を決定し、文部科学省に推薦。文部科学省はこの推薦を受け、選定事業計画を決定。



## 評価項目

### （１）大学の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び教育改革の実施基盤

- ◆ 各大学における改革の現状と課題が十分に把握・分析されるとともに、本事業における計画がその解決につながるものとして、大学全体の改革の一環に位置付けられているか。【大学全体の改革における位置付け】
- ◆ 申請の基礎となる教育改革の取組は十分なものであるか。【教育改革の実績】
- ◆ 今後も上記改革を継続して推進する計画であるか。【今後の教育改革の計画】
- ◆ 事業計画の実現に向けて、学内の組織的な実施体制が明確になっているか（学長を中心とした体制の整備、FD・SDの実施体制の整備、学内への周知徹底を含む。）【明確な実施体制】
- ◆ 客観的データに基づいた把握・分析を行い、事業計画の改善や見直しを行うPDCAサイクルが構築されるものとなっているか。【適切な評価の実施とPDCAサイクル】

## （２）達成目標と事業計画の具体的な内容

### ＜全体像と達成目標＞

- ◆ 定量的、定性的な目標は妥当かつ意欲的な内容であるか。【達成目標の妥当性】
- ◆ 目標の達成に向けた課題が十分に把握・分析され、その課題解決に向けた必要な取組が盛り込まれているか。【取組の必要十分性】
- ◆ 事業計画は、達成目標、これまでの教育改革の取組及び今後の方針に照らして妥当なものであるか。【事業計画の妥当性】
- ◆ 目標及び事業計画が申請大学の現状に鑑みて実現可能なものであるか。【事業計画の実現性】

## （２）達成目標と事業計画の具体的な内容

### ＜事業計画の具体的な内容＞

◆ 以下の項目に関する取組内容が、公募要領の背景・目的に照らして適切なものとなっているか。【事業計画の具体的な内容】

#### ① 地域連携プラットフォームを活用した連携体制

- 産学官金による地域連携プラットフォームを構築し、強固かつ持続的な連携体制を整備し、その中で地域が求める人材像を設定できる体制が整備されているか。
- 上記を育成するために必要な教育プログラムを構築するため、例えばプログラム構築に係る検討委員及び授業科目を担当する講師の派遣や当該プログラム生に対する奨学金返還支援制度の検討等、具体的に地域社会の参画が行われる計画となっているか。

#### ② 大学等連携推進法人制度を活用した高度な大学間連携

- 大学等連携推進法人を設立するために、具体的な計画を描けているか。
- 各大学の強みを相互に共有し合い、連携大学間において、連携開設科目を活用するなど、高度な連携を行った取組となっているか。

## ③ 文理横断型教育を基盤とした教育プログラム

- 地域が求める人材育成に必要な文理横断型教育とは何かを正確に捉えた上で、それを実施するための体制整備が行われているか。
- 1 大学では不足する授業科目を連携により補い合うなど、事業趣旨を踏まえた効果的な連携を示すことができているか。

## ④ 地域課題に対して主体的に参画・挑戦する学生の育成に寄与する教育（地域課題PBL、アントレプレナーシップ教育等）

- 地域学等を実施し、地域社会にどのような課題や機会があるのかを学生が把握できる授業科目が計画されているか。
- 地域活性化へ主体的に参画・挑戦する学生の育成に寄与する取組が実施されているか。

## ⑤ 正課内の取組

- 自由に学生が選択可能な正規課程外の教育プログラム等ではなく、当該学位プログラムにおいて卒業要件となる単位での取組となっているか。

## ⑥ 高大接続

- 地域の高校等の協力のもと、高大連携に係る科目を設置し、高校生に先取り履修させる等、本事業との接続を意識した高大接続に係る取組を実施しているか。

## ⑦ 社会人等を対象とした短期集中の教育プログラムの構築

- 改革を行った学位プログラム等の教育リソースを活用し、社会人等を対象に地域産業の高度化等に貢献する体系的な教育プログラムや講座等を実施しているか。

## ⑧ 学部の再編※タイプ①のみ

- STEAM教育を基盤とした学部への再編に向けた具体的な計画がされており、その提案が令和10年4月1日までには実施する見込みがあるものとなっているか。

## （3）事業計画の適切性

- ◆ 各年度の計画は妥当かつ具体的なものであるか。【年度計画の具体性】
- ◆ 各年度の計画は、補助期間終了時の達成目標に照らして適切なものであるか。【年度計画の妥当性】
- ◆ 学内体制、専門人材の配置や学外との連携体制、FD・SDの実施等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組の実施が十分見込めるものであるか。【体制的な事業計画の継続性】
- ◆ 資金計画の面から、補助期間内を通じて、取組の水準と規模を維持しつつ事業計画を遂行することが見込めるものとなっているか。補助期間終了後も継続的かつ発展的な取組の実施が十分見込めるものであるか。【資金的な事業計画の継続性】

## （4）事業成果の先進性と普及

- ◆ 事業成果は、我が国の高等教育全体にとっても先進性を有するものか。【先進性】
- ◆ 目標が達成されることが、費用対効果を勘案し、我が国の高等教育全体にとって有意義なものか。【費用対効果】
- ◆ 先駆的なモデルとなり、取組を波及させる手法及び計画が見込まれるか。【波及効果】

### （5）各経費の明細

- ◆ 申請経費の内容は明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。【経費の事業内容との関係性・整合性】
- ◆ 過大な積算となっていないか。【積算の妥当性】

### （6）他の公的資金との重複状況 ※書面審査の採点対象には含まれない。

- ◆ 他の公的資金との重複はないか。【他の公的資金との重複】

## （1）書面審査

- 書面審査は、評価項目（1）～（5）ごとに表1の区分により判断する。
- 評価項目ごとの評価の取扱いは、表2のとおり、それぞれの重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評価に重み付けをする。
- 書面審査順位に基づき面接審査対象を選出する際、同点等により選定の判断が困難な事案が生じた場合は、「評価項目」の内容を踏まえ、総合的に判断する。

（表1）書面審査における評価区分

区分	評価
a（5点）	非常に優れている
b（4点）	優れている
c（3点）	妥当である
d（2点）	やや不十分である
e（1点）	不十分である

（表2）書面審査における評価の取扱い

評価項目	係数	a (5点)	b (4点)	c (3点)	d (2点)	e (1点)
1. 大学の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び教育改革の実施基盤	4.0	20	16	12	8	4
2. 達成目標と事業計画の具体的な内容	10.0	50	40	30	20	10
3. 事業計画の適切性	3.0	15	12	9	6	3
4. 事業成果の先進性と普及	2.0	10	8	6	4	2
5. 各経費の明細	1.0	5	4	3	2	1

【100点満点】

## （2）面接審査

- 面接審査では、申請者側から説明いただいた後に質疑応答を行う。
- 書面審査の結果も参考にした上で、事業計画全体について表3の区分により判断し、選定候補事業計画を決定。

（表3）面接審査における評価区分

区分	評価
○	選定すべきである
×	選定すべきでない

- 同点等の状況により選定の判断が困難な事案が生じた場合は、「評価項目」の内容を踏まえ、総合的に判断する。
- なお、面接審査の詳細については、対象校に別途連絡する。

1. 背景

2. 本事業について

3. 審査について

**4. 申請にあたって**

## 申請に当たって（「申請書等の作成に当たって」参照）

- 申請書等について
  - ・ 大臣宛公文書（申請書）
  - ・ 「様式 1」として事業計画全体の基本情報を記載いただく調書
  - ・ 「様式 2 - 1」「様式 2 - 2」として本事業での取組内容の詳細を記載いただく調書
  - ・ 「様式 3 - 1」「様式 3 - 2」として補助期間における各経費の明細がわかる調書
  - ・ 「様式 4」として申請資格・要件の確認に係る調書
  - ・ 事業計画全体の概要を示す資料を添付する「別添資料」 からなる。
  
- 「申請書等の作成に当たって」において指示する事項に従って記入いただきたい。
  
- **提出期間：令和 4 年 5 月 23 日（月） 10 時～5 月 27 日（金） 17 時【厳守】**
  
- **申請書等の提出先については、提出期間の開始前に別途連絡する。**
  - ・ 締切時間を過ぎた場合、申請書の提出は受け付けられないため、余裕をもって提出いただきたい。
  - ・ 様式等の修正があった場合は、文部科学省のホームページに掲載するので、定期的にホームページを確認していただきたい。

# 大学等連携推進法人について

高等教育局高等教育企画課  
高等教育政策室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 大学等連携推進法人について

## 制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。

### (一般社団法人)〇〇地域大学ネットワーク機構

**理事会**  
(理事3人以上、監事1人以上、代表理事1人)  
法人の業務執行の決定

法人の業務を執行

**社員総会**  
法人に関する重要事項の決議

(意見具申・業務の実施状況の評価)

※評議会の設置は任意  
**大学等連携推進評議会**  
※学識経験者、産業界等で構成

①申請



②認定



文部科学大臣

※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の提出・公表を求める

### 大学等連携推進方針

- 連携の推進を図る意義、大学等連携推進業務に関する事項
- 連携開設科目の開設・共同教育課程の編成（大学間の役割分担含む）などの連携内容とその目標 等

### 大学等連携推進業務（例）

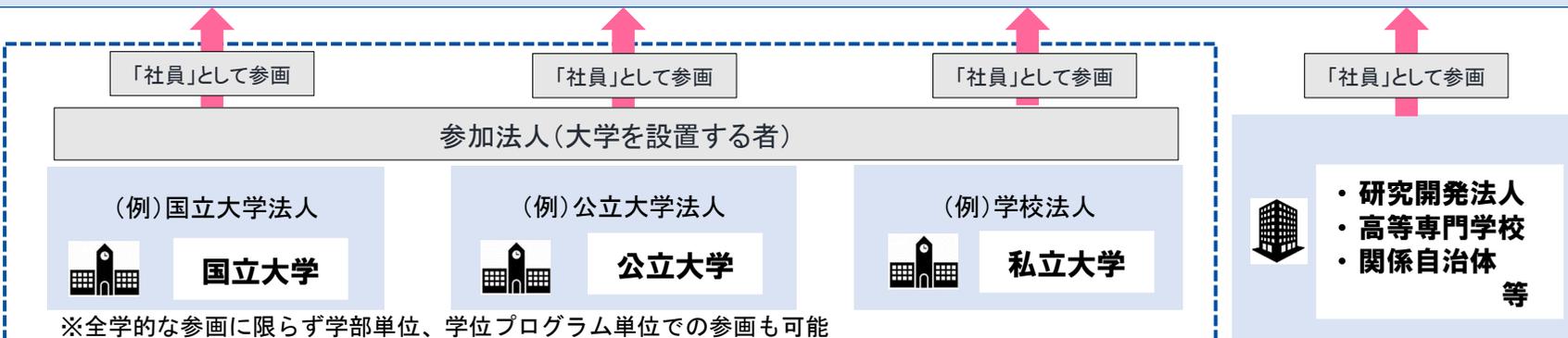
- 教育機能の強化：大学間における教学上の連携に係る管理（協議の場の運営等）
- 研究機能強化：産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同管理、知的財産の共同管理
- 運営効率化：FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

### 大学等連携推進法人における教学上の大学間連携

- 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程の共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ等

### 大臣による認定基準（例）

- 大学等連携推進業務を主たる目的とすること
- 大学等連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用などの適切な方法により、公表していること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること

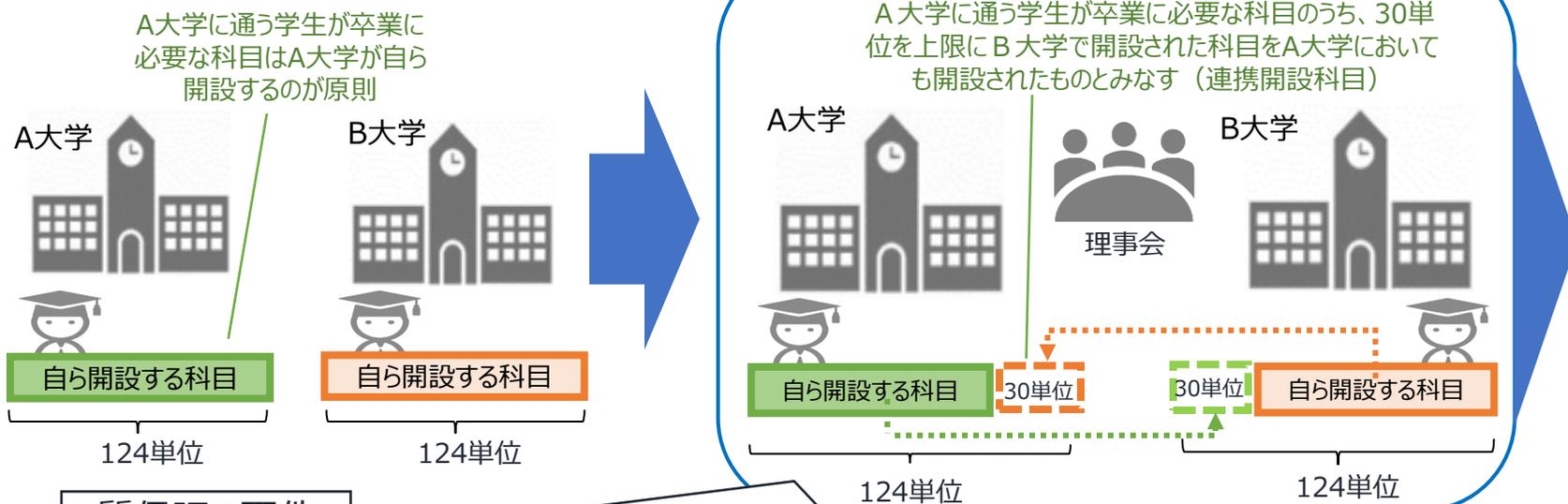


# 大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

## 概要

- 各大学で開設される授業科目について、  
大学設置基準第19条において、「大学は、・・・教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされている（自ら開設の原則）。
- ↓
- 社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要
- 質の保証にも留意しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす特例措置を設ける。

## <連携開設科目のイメージ※学士課程の場合>



## <得られる成果>

- ①各大学の強みや特色を生かして、  
・充実した教育プログラムの提供  
・弱点分野の相互補完  
・地域が求める人材等を連携して育成
  - ②各大学の教育研究資源を有効活用することで、  
・きめ細かな指導や少人数教育の実施
- ⇒例えば、地域の大学が連携して数理・データサイエンス・AI教育を実施することや、教養教育を充実させることが可能に。

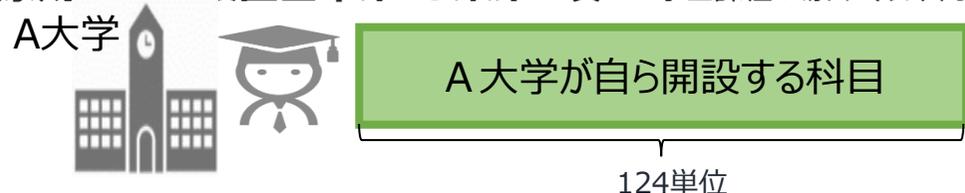
## 質保証の要件

- ✓ 大学等連携推進法人が教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出
- ✓ 参加大学間で連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で修得できる単位数の上限を設定（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の情報公表を義務付け 等

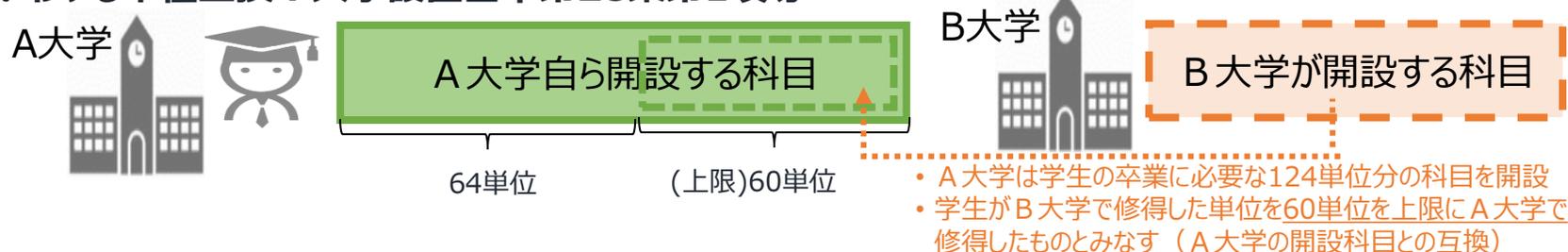
# 大学間での教育課程上の連携

- 学生が卒業するために必要となる単位数について、原則として、当該学生が所属する大学が自ら開設することとされている（大学設置基準第19条第1項）。
- 他方で、大学間での教育課程上の連携を実現するため、いわゆる単位互換、連携開設科目、共同教育課程により他の大学が提供する教育により単位修得が可能となっている。
- 特に連携開設科目や共同教育課程については、制度的に担保された大学間での連携に基づき、所属する学生が必要とする授業科目を自ら開設する原則について特例措置を設けている。

## ①原則：大学設置基準第19条第1項 ※学士課程の場合（以下同様）



## ②いわゆる単位互換：大学設置基準第28条第1項等



## ③連携開設科目：大学設置基準第19条の2第1項



## ④共同教育課程：大学設置基準第43条第1項



## ●連携に関する要件等

協定の締結	協議の場	設置者による方針策定
○	△	△
前提として大学間での任意に策定が望まれる	任意で実施可能	任意で策定可能
○	◎	◎
前提として大学間での任意に策定が望まれる	大学間での設置基準上での設置が必要	設置者は設置基準上での策定が必要
○	◎	△※
前提として大学間での任意に策定が望まれる	大学間での設置基準上での設置が必要	任意で策定可能 ※大学等連携推進法人制度の特例を利用する場合は策定が必要

# 大学等連携推進法人の申請受付期間と認定時期

認定時期に応じて年3回の申請受付期間を設けて対応します。

「大学等連携推進法人の認定等に関する申請の手引き（令和3年2月文部科学省高等教育局）」等を参照し、申請手続きを進めてください。

## 【令和3年度以降】

申請受付期間	認定時期
4月～ 5月	7月
8月～ 9月	11月
12月～ 1月	3月

※認定時期に応じて年3回の申請受付期間を設けています。

※申請書類等は、原則受付期間の末日までに提出してください。

※出典 大学等連携推進法人の認定等に関する申請の手引き（令和3年2月文部科学省高等教育局）  
[https://www.mext.go.jp/content/20210226-koutou01-000011127\\_007.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210226-koutou01-000011127_007.pdf)